福岡県規則第一号

この規則は、

公布の日から施行する。

増 第 令 和 <u>Fi.</u> 七 百 年 刊 六 十 月 七 号 (1)H

規 則 目 第 号 次

(務規則の一部を改正する規則

○福岡県財

(会計管理局会計課)

規 則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、 ここに公布する。

令和七年一月七日

服部 誠太郎

福岡県知事

岡県財務規則 福岡県財務規則の一 (昭和三十九年福岡県規則第二十三号) 部を改正する規則 の一部を次のように改正する

同条第四項第二号中「場合は、 」の下に「インターネットバンキングを利用し、 第九十七条第三項中

「自動口座振替」

一 の 下 に

「又はインターネットバンキング」

を

又 加

は」を加え、「交付し、」を「交付して」に改める。

える。 第百十条第三項中「交付」の下に「し、又はインターネットバンキングを利用」 附 則

を加

定期発行日 每週火金曜日